

論文

梓州路の商税務・税額

清木場 東

1 梓州

(1) 商税統計表

梓州の旧務表・新務表は、次の如くである。

旧務表

旧。在城及飛鳥二務

歳

274,046・

新務表

熙寧十年

在 城

S1

55,078・049

銅山場(県)

R1

133・029

中江場(県)

R2

1,566・759

東關場(県)

R3

192・293

①補, 五

射洪場(県)

R4

271・423

飛鳥場(県)

R5

5,078・363

鹽亭場(県)

R6

274・233

永泰場(県)

R7

230・812

②志, 永。稿・補, 安

②涪城場(県)

R8

951・728

③補, 三

通泉場(県)

R9

501・011

計

10務

64,277・700

以上の旧務表・新務表の税額を税額表にまとめる。次に②の原文は「安泰場」であるが、地理表に県鎮地名としてみえない。他の税務名はすべて県名と一致し、鎮名と同名の税務はない。分類は銅山～通泉まですべてRである。また後述す

るように永泰県は鎮に降格され、熙寧10年に県尉司が置かれ、郷鎮を管したので、原文の安泰は永泰の誤りとして論を進める。

S 1 梓州 税額表

税務数	合計	平均	%	最多	最少	対 比	
州 1	55,078	同左	86	55,078	同左	①州：県：鎮：場=5.9：1：-：- ②州県：鎮場=-：- ③州：県鎮場=-：- ④州：県=5.9：1 ⑤県：鎮場=-：- ⑥鎮：場=-：- ⑦旧務：新務=2：10 ⑧旧税：新税=1：0.2 ⑨旧税平均：新税平均=1：0.04 ⑩増額率=-76%	
県 9	9,196	1,021	14	5,078	133		
鎮 0							
場 0							
計 10	64,274	6,427		計差	3貫		
州 県				州	0.0		
鎮 場				県	3.6		
県鎮場							
							旧税 274,046 旧務数 2 旧税平均 137,023

S 1 梓州 税務表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率	州 県 務 数	廢 務 率	新 設 率	税 務 交 動 率	名 目 増 減 率	郷 鎮		
	外 県 数	置 務 県 数							郷 鎮 比 率	鎮 置 務 率	
旧	11	0	0	0	400	400	400	州	63	0	
新	100	0	0	0	400	400	400	県最高	166		
								県最低	0		
郷 鎮 置 務 数	外 県 数	置 務 県 数	鎮 場 数	州 県 務 数	廢 務 数	新 設 数	実 質 増 減	移 管 務 数	郷 数	鎮 数	置 務 鎮 数
旧	9	1	0	2	0	8	8	0	65	41	0
新	9	9	0	10	郭 下 県 務				計	106	
旧 務 合 計			2		旧	新			郷	鎮	最少
新 務 合 計			10		0	0			3	0	
									13	11	最多
									6.5	4.1	平均
備 考	機 関	鉄冶 4, 銅冶 1, 塩井 78							置 務 数	0	
	年 代	?							置 務 率	0	

S 1 梓州 格緊 地理表（主戸58,707 客戸22,464 計81,171 貢 白花綾, 曾青, 空青）

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計 11
望 郟	郭下	9	11	122	塩井34	歴鼻・唐橋・富国・龍谷・富樂・張把・木池・豊饒・監池・雷井・秋林鎮	涪江, 郟江	2
望 中江	西 90	9	6	66	塩井1	臨津・吳店・石臼・新安・陽平・馬橋鎮	中江	1
望 涪城	西北 55	5	4	80	塩井27	南明・新井・鳳溪・高鋪鎮	涪江	1
緊 射洪	東南 60	4	2	50	塩井1	豊義・納堤鎮	梓潼水, 射江	2
緊 鹽亭	東 95	9	5	55	塩井6	何店・白馬・宕渠・臨江・鴛溪鎮	鹽亭水	1
上 通泉	東南 130	13	4	30	鉄冶3	大通・剩隴・赤車・千頃鎮	涪江	1
中 飛鳥	西南 135	3	5	166	塩井5	龔市・頼王・七泉・路口・保安鎮	郟江	1
中 銅山	西南 95	7	2	28	銅冶1	大石・曲木鎮	郟江	1
中下 東關	東南 140	3	0	0	塩井4 鉄冶1		楊桃溪	1
尉司 永泰	東 130	3	2	66	0	大汁・永豊鎮		0
計 10		65	41	63	83	土産 綾, 綿, 銀, 空青, 曾青, 石碌, 地黄, 紅花, 沙糖, 甘蔗, 枇杷		11 種

S 1 梓州 県変遷図

年代	外 県									郭下
	永泰	鹽亭	玄武	東關	飛鳥	銅山	通泉	射洪	涪城	
乾德 4年 966				① 建置						
太平興國中										
大中祥符 5年 976~983			② 改名 中江							
旧額設定	1×	2×	3×	4×	5○	6×	7×	8×	9×	○
熙寧 5年 1072	③ →									
10年	④ ←									
	○ 9	○ 8	○ 7	○ 6	○ 5	○ 4	○ 3	○ 2	○ 1	○

↓ : 存続, ×○ : 税務の有無, ⇄ : 併入
 ①…④ : 本文中の資料番号, 1…9 : 外県番号

(2) 税 務

太平興國中の梓州の管県は、寰宇記82に、「元領県十。鄭県・元城・涪城・射洪・通泉・鹽亭・銅山・飛鳥・永泰・東關」とみえ、郭下の鄭県及び外県9である。九域志7・置廢に、次の2条がみえる。

①乾德四年。以舊招葺院置東關県。

②大中祥符五年。改玄武[○]縣爲中江[○]。(事實19,五城)

①は東關県の建置(年代は図に示す。以下、同じ), ②は玄武 → 中江の県改名を伝

える。寰宇記に東関はみえるが、太平興国後の年代である大中祥符中の玄武県がみえない。図志33・梓州・玄武県に、「隋開皇三年。改五城爲玄武県」とあり、玄武県の旧名は五城県である。なお寰宇記82・梓州・元城県に、「本漢五城県」とみえるが、唐宋は玄武県である。

次に九域志7・梓州・尉司一の注に、次の2条がみえる。

③熙寧五年。省梓州永泰県爲鎮入鹽亭県。

④十年。復置尉司。

③は永泰県を鎮に降格して塩亭県に併入したことを伝える。④はこの永泰鎮に県尉司を置いたことを伝え、県格である。地理表によれば、3郷2鎮を有している。一般に鎮は郷を管しない。したがって永泰は県として取り扱う。以上の記述を県変遷図に示す。

図によれば、旧外県は、永泰・塩亭・中江・東関・飛鳥・銅山・通泉・射洪・涪城など9県であり、新外県も同じである。旧務表に飛鳥県のみがみえるので、旧置務率（ $1 \div 9$ ）は、11%になる。新務表には新外県9すべてがみえ、新置務率（ $9 \div 9$ ）は、100%である。次に新旧税務表に、鎮場はみえないので、新旧の鎮場率は0%である。

次に旧2務は新務表にみえるので、廃務はなく、廃務率は0%である。新10務のうち、在城及び飛鳥場を除く8務が旧務表にみえない。図によれば他州軍からの割入は行われていないので、それら8務は新設務であり、新設率（ $8 \div 2$ ）は400%になる。なお移管務はない。

廃務0・新設8・移管0であり、実質増減は8務増になる。また税務変動率（ $(0 + 8) \div 2$ ）は400%で、名目増減率（ $(10 - 2) \div 2$ ）は400%増になる。

次に地理表の梓州の郷65、鎮41であり、州の郷鎮比率（ $41 \div 65$ ）は、63%になる。各県の郷鎮比率をみると、最高166%、最低0%である。次に10県中の郷最多は13郷、最少は3郷であり、平均は6.5郷になる。鎮の最多は11鎮、無鎮の県1であり、平均は4.1鎮になる。全41鎮であるが、新務表には1鎮もみえず、鎮置

務率は0%である。梓州の9県に分布していた41鎮は都市ではなく、治安のために置かれた治安鎮であったと思われる。なお塩井78，鉄冶4・銅冶1，計83の機関が地理表にみえるが，新務表にはみえない。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

2 遂州

(1) 商税統計表

遂州の旧務表・新務表は，次の如くである。

旧務表

旧。在城及白水二務

歳 280,676・

新務表

熙寧十年

在 城 S2 48,438・224

泉 水 場 T1 1,709・152

計 2務 50,147・376

以上の旧務表・新務表の税額を税額表にまとめる。

S 2 遂州 税額表

税務数	合計	平均	%	最多	最少	対 比
州 1	48,438	同左	97	48,438	同左	①州：県：鎮：場=28.3：-：-：1 ②州県：鎮場=-：- ③州：県鎮場=-：- ④州：県=-：- ⑤県：鎮場=-：- ⑥鎮：場=-：-
県 0						
鎮 0						
場 1	1,709	同左	3	1,709	同左	
計 2	50,147	25,073		計差	0貫	⑦旧務：新務=2：2 ⑧旧税：新税=1：0.1 ⑨旧税平均：新税平均=1：0.1 ⑩増額率=-82%
州 県				州	0.2	旧税 280,676 旧務数 2 旧税平均 140,338
鎮 場				場	0.1	
県鎮場						

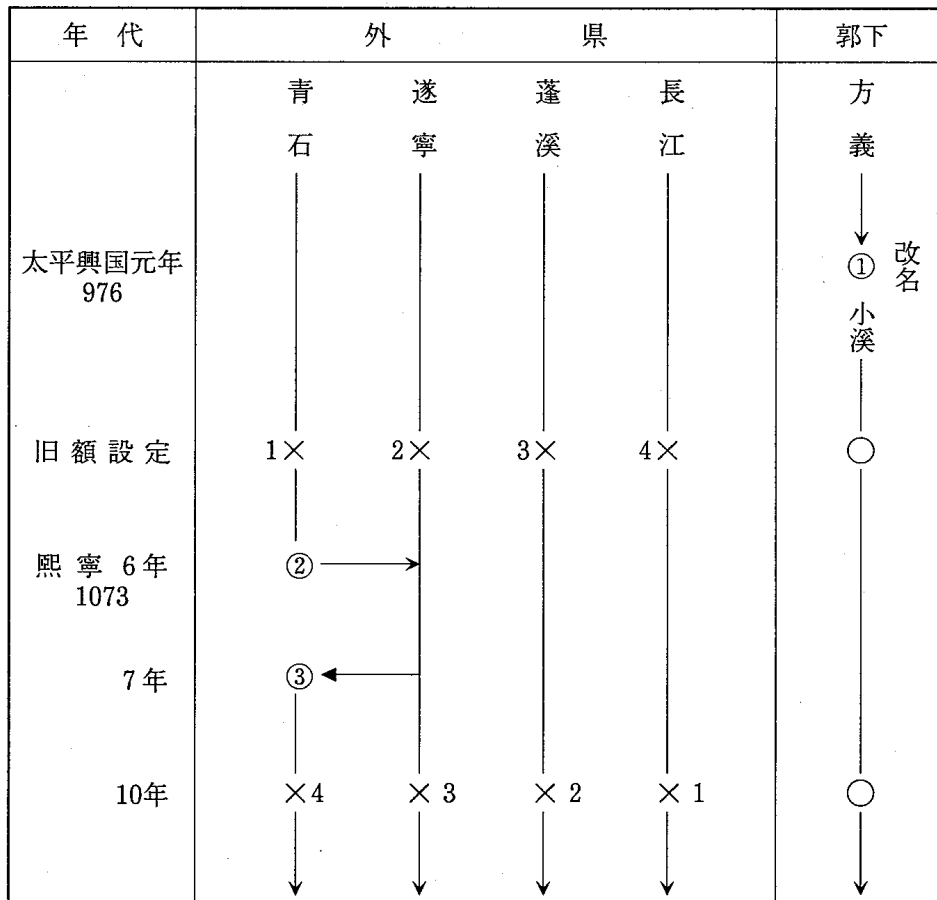
S 2 遂州 稅務表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	稅 務 變 動 率	名 目 增 減 率	鄉 鎮		
	郷 鎮 比 率		鎮 置 務 率						州	65	0
旧	0		50		50	50	100	0	県最高	90	
新	0		50						県最低	50	
県鎮・稅務	外 県 数	置 務 県 数	鎮 場 数	州 県 務 数	廢 務 数	新 設 数	實 質 增 減	移 管 務 数	郷 数	鎮 数	置 務 鎮 数
旧	4	0	1	1	1	1	0	0	46	30	0
新	4	0	1	1	郭 下 県 務			計	76		
旧 務 合 計			2		旧		新		郷	鎮	最少
新 務 合 計			2		0		0		5	4	
旧 務 合 計			2		0		0		11	10	最多
新 務 合 計			2		0		0		9.2	6.0	平均
備 考	機 関	ナシ								置務数	—
	年 代	?								置務率	—

S 2 遂州 格都督府 地理表（主戸31,651 客戸19,536 計51,187 貢 楞蒲綾）

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計 5
望 小溪	郭下	11	10	90	0	白水・白崖・拾傾・昭徳・ 褒善・葉街・穰錫・荊井・ 石城・閩國鎮	涪江	1
望 蓬溪	東北 70	10	5	50	0	利國・仁和・石洞・懷化・ 義富鎮	蓬溪	1
緊 長江	北 80	10	6	60	0	白土・鳳臺・江店・長灘・ 客館・趙井鎮	鳳皇川	1
緊 青石	東南 50	10	5	50	0	九節・龍會・大張・市河・ 玉頼岡鎮	涪江	1
中 遂寧	南 85	5	4	80	0	柏子・井鼻・萬歲・蒲市鎮	大安溪	1
計 5		46	30	65	0	土産 楞蒲綾, 簞子, 芩根, 鞋, 交讓木, 紫葛根		6種

S 2 遂州 県変遷図



(2) 税 務

遂州の太平興国中の管県は、寰宇記87に、「領県五。小溪・長江・蓬溪・青石・遂寧」とみえ、郭下の小溪県及び外県4である。九域志7・置廢に、次の2条がみえる。

①太平興国元年。改方義県爲小溪。

②熙寧六年。省青石県入遂寧。

③七年。復置。

①は方義→小溪の郭下県の改名、②は青石県の遂寧県への併入を伝える。③はこの青石県の再設を記す。以上の記述を県変遷図に示す。

次に図によれば、新旧の外県は、青石・遂寧・蓬溪・長江の4県である。旧務表・新務表に外県名はみえないので、新旧の置務率は0%である。次に旧2務は

州縣務（在城）1・鎮場1であり、旧鎮場率（ $1 \div 2$ ）は、50%になる。新2務は州縣務1・鎮場1であり、新鎮場率（ $1 \div 2$ ）も、50%になる。

次に旧2務のうち白水務は新務表にみえない。図によると他州軍への割出は行われていないので、白水務は廢された。廢務率（ $1 \div 2$ ）は、50%になる。新2務のうち泉水務は旧務表にみえない。図によれば、他州軍からの割入は行われていないので、泉水務は新設である。新設率（ $1 \div 2$ ）は、50%になる。なお移管務はない。

廢務1・新設1・移管0であり、實質増減は0になる。また稅務變動率（ $(1 + 1) \div 2$ ）は100%であり、名目増減率（ $(2 - 2) \div 2$ ）は0%になる。

次に地理表の遂州の郷46、鎮30であり、州の郷鎮比率（ $30 \div 46$ ）は、65%になる。各県の郷鎮比率をみると、最高90%、最低50%である。次に5県中の郷最多は11郷、最少5郷であり、平均は9.2郷になる。鎮の最多は10鎮、最少4鎮であり、平均は6.0鎮になる。全30鎮であるが、新務表にはみえず、鎮置務率は0%である。遂州の5県に分布する30鎮は、都市ではなく治安鎮であろう。なお地理表には他の機関はみえない。以上の諸數値を稅務表に整理して示す。

3 果州

(1) 商稅統計表

遂州の旧務表・新務表は、次の如くである。

旧務表

旧。在城一務

歲 148,188・

新務表

熙寧十年

在 城 S3 32,478・789

計 1務 32,478・789

以上の旧務表・新務表の税額を税額表にまとめる。

S 3 果州 税額表

税務数	合計	平均	%	最多	最少	対 比	
州	1	32,478	同左	100			①州：県：鎮：場＝－：－：－：－
県	0						②州県：鎮場＝－：－
鎮	0						③州：県鎮場＝－：－
場	0						④州：県＝－：－
計	1	32,478	同左		計差 0貫		⑤県：鎮場＝－：－
州 県					州 0.7		⑥鎮：場＝－：－
鎮 場							⑦旧務：新務＝1：1
県鎮場							⑧旧税：新税＝1：0.2
							⑨旧税平均：新税平均＝1：0.2
							⑩増額率＝－78%
						旧税 148,188	旧務数 1 旧税平均 148,188

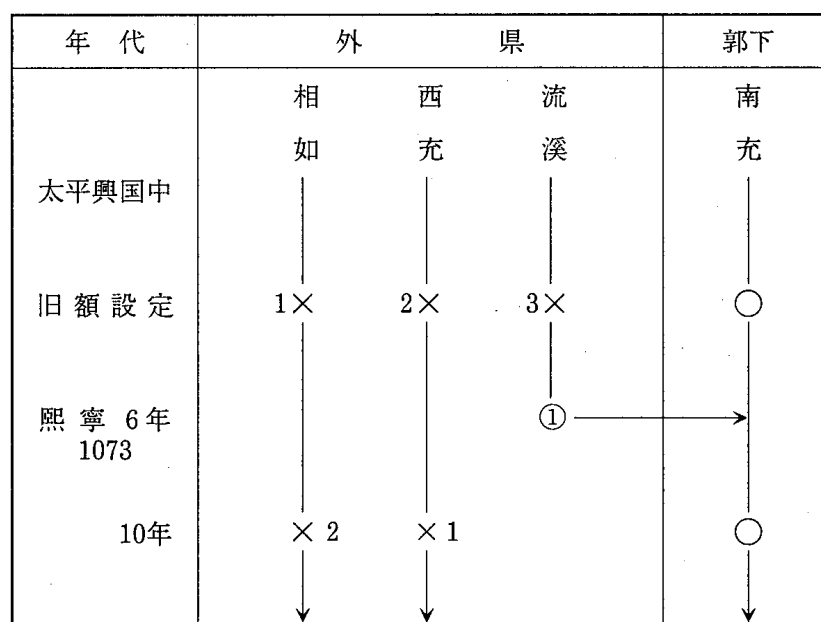
S 3 果州 税務表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廃 務 率	新 設 率	税 務 変 動 率	名 目 増 減 率	郷 鎮			
	外 県 数	置 務 県 数	鎮 場 数	州 県 務 数					郷 数	鎮 数	置 務 鎮 数	
旧	0		0		0	0	0	0	州	145	0	
新	0		0						県最高	180		
					県最低	128						
旧	3	0	0	1	郭 下 県 務	0	0	0	郷	24	35	0
新	2	0	0	1					計	59		
									郷	5	8	最少
					旧 務 合 計	1	旧	新	14	18	最多	
					新 務 合 計	1	0	0	8.0	11.6	平均	
備 考	機 関	ナシ							置 務 数	－		
	年 代	?							置 務 率	－		

S 3 果州 格中 地理表（主戸38,333 客戸14,085 計52,418 貢 絲布, 天門冬）

格	県	距離	郷	鎮	%	その他	備考	水系	計3
望	南充	郭下	14	18	128	0	曲水・溪頭・羅獲・長樂・龍門・ 儒池・板橋・龍合・瀘溪・善樂・ 琉璃・彭城・流溪・安福・小旆・ 日富・景店・華池鎮	嘉陵江	1
望	西充	西北 70	5	9	180	0	大陵・油井・小陵・車隴・義合・ 西太平・洛陽・富安・小鼠鎮	西溪水	1
上	相如	東北 85	5	8	160	0	七盤・方山・登井・三溪・永歡・ 太平・琴臺・永安鎮	嘉陵江	1
計	3		24	35	145	0	土産 巴戟, 大黃, 絲布, 雞父草, 山大豆		5種

S 3 果州 県変遷図



(2) 税 務

果州の太平興國中の管県は、寰宇記86に、「元領県五。今四。南充・西充・相如・流溪」とみえ、郭下の南充県及び外県3である。九域志7・置廢に次の1条がみえる。

①熙寧六年。省流溪県爲鎮入南充。

①は流溪県を鎮に降格して郭下県の南充に併入したことを伝える。以上の記述を県変遷図に示す。

図によれば、旧外県は、相如・西流・流溪など3県であり、新外県は流溪を除く2県である。旧務表・新務表に県務はみえないので、新旧の置務率は0%である。旧1務・新1務は、いずれも在城務であり、新旧の鎮場率は0%である。また新旧の税務は在城務のみであり、廢務・新設・移管及び実質増減は0で、諸比率は0%になる。

次に地理表の果州の郷24、鎮35であり、州の郷鎮比率（ $35 \div 24$ ）は、145%になる。各県の郷鎮比率をみると、最高180%、最低128%である。次に3県中の郷最多は14郷、最少5郷であり、平均は8.0郷になる。鎮の最多は18鎮、最少8鎮であり、平均は11.6鎮になる。全35鎮であるが、新務表にはみえない。鎮置務率は0%である。果州の3県に分布した35鎮は都市ではなく治安鎮であったと思われる。ただし西充・相如など両外県にも税務は置かれていないので、果州では税務設置において特別な政策がとられていた可能性も考えられる。というのは西充県は郷5・鎮9を有し、その格は望であり、相如県も郷5・鎮8を有し、その格は上であるので、両県が都市ではなかったとは思われない。果州の人戸も主客戸あわせると5.2万戸である。なお地理表に他の機関はみえない。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

4 資州

(1) 商稅統計表

資州の旧務表・新務表は、次の如くである。

旧務表

旧。在城一務

歲

92,677・
①

①稿, ※

新務表

熙寧十年

在

城

S4

21,389・764

計

1務

21,389・764

以上の旧務表・新務表の稅額を稅額表に示す。

S 4 資州 稅額表

稅務数	合計	平均	%	最多	最少	対	比
州	1	21,389	同左	100			
県	0						
鎮	0						
場	0						
計	1	21,389	同左		計差	0貫	
州 県					州	0.7	
鎮 場							
県鎮場							
						①州：県：鎮：場＝－：－：－：－	
						②州県：鎮場＝－：－	
						③州：県鎮場＝－：－	
						④州：県＝－：－	
						⑤県：鎮場＝－：－	
						⑥鎮：場＝－：－	
						⑦旧務：新務＝1：1	
						⑧旧稅：新稅＝1：0.2	
						⑨旧稅平均：新稅平均＝1：0.2	
						⑩増額率＝－76%	
						旧稅 92,677	旧務数 1
						旧稅平均 92,677	

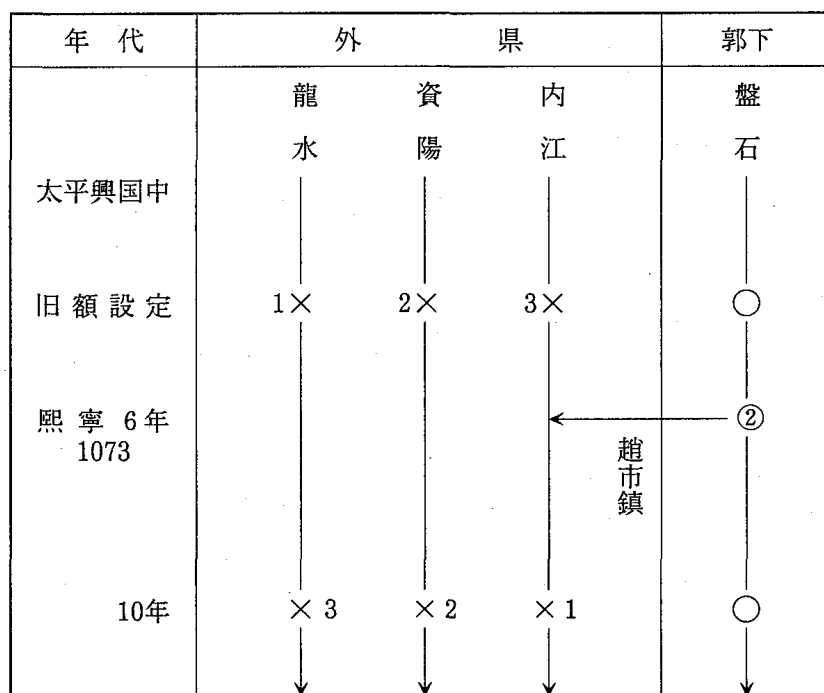
S 4 資州 稅務表

比率	県置務率		鎮場率		廢務率	新設率	稅務變動率	名目增減率	鄉 鎮		
	外	置	鎮	州					鄉鎮比率	鎮置務率	
旧	0		0		0	0	0	0	州	67	0
新	0		0						県最高	100	
					県最低	58					
県鎮・稅務	外	置	鎮	州	廢	新	實	移	鄉	鎮	置
	鎮	務	場	県	務	設	質	管	数	数	務
	数	数	数	数	数	数	增	務			数
							減	数			
旧	3	0	0	1	0	0	0	0	37	25	0
新	3	0	0	1	郭 下 県 務				計	62	
	旧務合計		1		旧		新		郷	鎮	最少
	新務合計		1		0		0		4	3	
									16	10	最多
									9.2	6.2	平均
備考	機	鐵冶1, 塩井84, 計85							置務数	0	
	関								置務率	0	
	年代	?									

S 4 資州 格上 地理表 (主戸17,879 客戸21,586 計39,465 貢 麩金)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計 5
緊 磐石	郭下	16	10	62	塩井18 鐵冶1	丹山・南湍・月山・鼓樓・ 頼胥・頼磐・小石同・銀山・ 栗林・銅鼓鎮	中江	1
緊 資陽	西北 120	4	3	75	0	三江・頼博・頼琬鎮	資水	1
中下 龍水	西 145	5	5	100	0	白土・頼社・東津・龍吉・ 頼關鎮	龍水	1
下 内江	東 98	12	7	58	塩井66	裨木・賈市・全信・永安・ 安仁・樛溪・趙市鎮	資江, 中江	2
計 4		37	25	67	85	土産 高良薑, 甘蔗, 麩金		3種

S 4 資州 縣變遷圖



①は省略

(2) 稅 務

資州の太平興國中の管縣は、寰宇記76に、「元領縣八。今四。盤石・資陽・内江・龍水」とみえ、郭下の磐石縣及び外縣3である。九域志7・置廢に、次の2条がみえる。

①乾德五年。省月山・丹山・銀山三縣爲鎮入磐石。清溪縣入内江。

②熙寧六年。以磐石縣趙市鎮隸内江。

①は月山・丹山・銀山3縣を鎮に降格して磐石縣に併入し、また清溪縣を内江縣に併入したことを伝える。月山・丹山・銀山3鎮は、地理表の磐石縣にみえ、元豐まで存続した鎮である。清溪は地理表にみえない。②は磐石縣の趙市鎮を内江縣に併入したことを伝える。地理表の内江縣にみえ、元豐中まで存続した鎮である。以上の記述で、太平興国以後の記述（寰宇記・②）を縣變遷圖に示す。

次に圖によれば、旧外縣は龍水・資陽・内江であり、また新外縣も同じである。旧務表・新務表に外縣稅務はみえず、新旧の置務率は0%である。また旧務・新

務ともに在城務のみであり、鎮場はないので、新旧の鎮場率も0%である。次に旧務・新務ともに1務で変化していないので、廃務・新設・移管・実質増減は0であり、諸比率は0%になる。

次に地理表の資州の郷37、鎮25であり、州の郷鎮比率(25 ÷ 37)は、67%になる。各県の郷鎮比率をみると、最高100%、最低58%である。また4県中の郷最多は16郷、最少4郷であり、平均は9.2郷になる。鎮の最多は10鎮、最少3鎮であり、平均は6.2鎮になる。全25鎮に達するが、新務表にはみえない。全鎮・全外県に税務は置かれなかったことがわかる。また地理表には、鉄冶1・塩井84、計85機関がみえるが、それらにも税務は置かれなかった。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

5 普州

(1) 商税統計表

普州の旧務表・新務表は、次の如くである。

旧 務 表			
旧。在城一務			
歳		68,327・ ①	①稿, ※。-に似る
新 務 表			
熙寧十年			
在	城	S5	17,864・114
安	居 場(県)	R1	125・726 ②補, 店。本文参照 稿, ※
樂	②至 場(県)	R2	367・051
	計	3務	18,356・891

以上の旧務表・新務表の税額を税額表にまとめる。次に②の居を補編は店とする。地理表に安店はみえないこと、及び新務表に外県の樂至県がみえることから、

同じく外県の安居県と思われる。なお安居県に安居鎮もみえるが、梓州路の鎮置務率は極く低率であるので、新務表の安居場は県務と考えてよいであろう。

S 5 普州 税額表

税務数	合計	平均	%	最多	最少	対 比	
州	1	17,864	同左	97	17,864	同左	①州：県：鎮：場=36.3：1：-：- ②州県：鎮場=-：- ③州：県鎮場=-：- ④州：県=36.3：1 ⑤県：鎮場=-：- ⑥鎮：場=-：- ⑦旧務：新務=1：3 ⑧旧税：新税=1：0.2 ⑨旧税平均：新税平均=1：0.08 ⑩増額率=-73%
県	2	492	246	3	367	125	
鎮	0						
場	0						
計	3	18,356	6,118		計差	0貫	
州 県					州	0.1	
鎮 場					県	0.7	
県鎮場							
					旧税 68,327	旧務数 1 旧税平均 68,327	

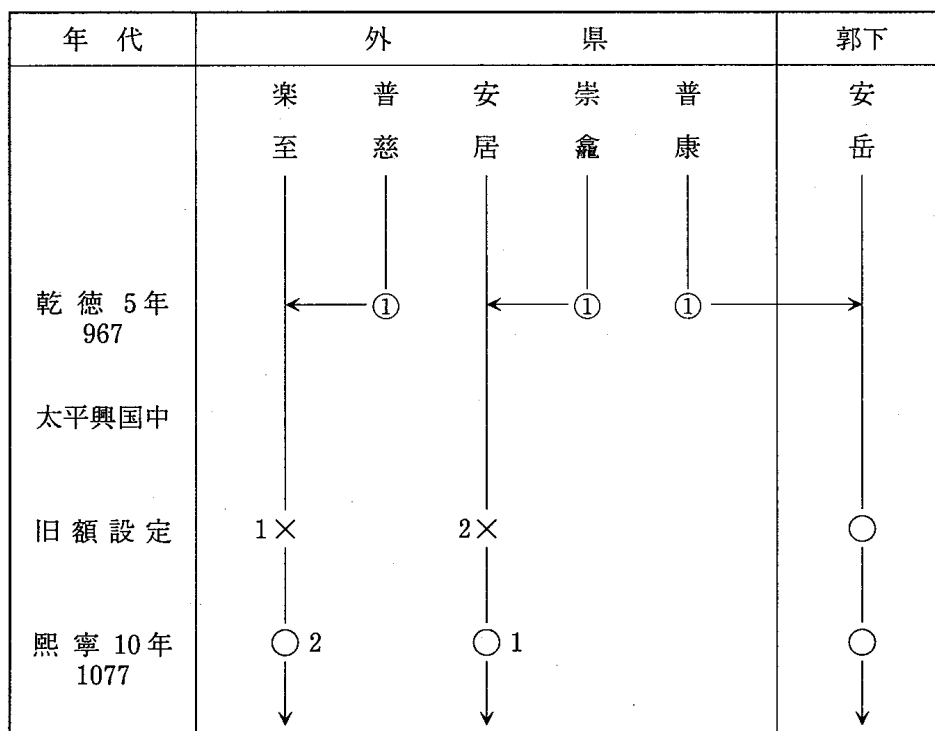
S 5 普州 税務表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廃 務 率	新 設 率	税 務 変 動 率	名 目 増 減 率	郷 鎮				
	外 県 数	置 務 県 数	鎮 場 数	州 県 務 数					郷 鎮 比 率	鎮 置 務 率	郷 数	鎮 数	置 務 鎮 数
旧	0		0		0	200	200	200	州	110	0		
新	100		0						県最高	133			
					県最低	88							
旧	2	0	0	1	0	2	2	0	郷	29	鎮	32	置 務 鎮 数
新	2	2	0	3	郭 下 県 務				計	61		0	
旧 務 合 計			1		旧	新			郷	8	鎮	8	最 少
新 務 合 計			3		0	0			郷	12	鎮	16	最 多
									郷	9.6	鎮	10.6	平 均
備 考	機 関	ナシ							置 務 数	-			
	年 代	?							置 務 率	-			

S 5 普州 格上 地理表 (主戸9,122 客戸20,378 計29,500 貢 葛, 天門冬)

格	県	距離	郷	鎮	%	その他	備考	水系	計
中下	安岳	郭下	12	16	133	0	楊仙・龍臺・六井・大瀘・瀧流・通賢・小安・張康・頼欽・喜井・栗子・普康・白崖・頼姑・清流・龍歸鎮	岳陽溪	1
下	安居	北 70	9	8	88	0	安居・韓朋・仁風・崇龕・茗山・龍歸・永安・永寧鎮	安居水	1
下	樂至	西 108	8	8	100	0	三會・普慈・羅溪・日富・石湍・永興・永勝・婆渝鎮	樂至池	1
計	3		29	32	110	0	土産 葛, 梅, 杏		3種

S 5 普州 県変遷図



(2) 税 務

普州の太平興國中の管県は、寰宇記87に、「元領県六。今四。安岳・安居・普康・樂至」とみえ、郭下の安岳県及び外県3である。九域志7・置廢に、次の1

条がみえる。

①乾徳五年。省普康県爲鎮入安岳。崇龕[○]県爲鎮入安居。普慈県爲鎮入樂至。（事
実 19, 翁）

①は普康・崇龕・普慈3県を鎮に降格して、それぞれ安岳・安居・樂至の3県に併入したことを伝える。それら3鎮は地理表の3県にみえるので、元豊中まで存続した鎮である。しかしいずれも旧務表・新務表にみえず、税務は置かれなかった。以上の記述を県変遷図に示す。

次に図によれば、旧外県は樂至・安居の両県で、新外県も同じである。旧務表に外県務はみえず、旧置務率は0%である。新務表には両外県がみえるので、新置務率（2÷2）は、100%になる。次に旧務表・新務表に鎮場はみえないので、新旧の鎮場率は0%である。

次に旧1務の在城務は新務表にみえ、廃務はなく、廃務率0%である。新3務のうち旧務表にみえないのは、安居・樂至の両務である。図によれば、他州軍からの割入は行われていないので、両務は新設で、新設率（2÷1）は、200%になる。なお移管務はない。

廃務0・新設2・移管0であり、実質増減は2務増になる。また税務変動率（（0+2）÷1）は200%で、名目増減率（（2-1）÷1）は200%増になる。

次に地理表の普州の郷29、鎮32であり、州の郷鎮比率（32÷29）は、110%になる。各県の郷鎮比率をみると、最高133%、最低88%になる。次に3県中の郷最多は12郷、最少8郷であり、平均は9.6郷になる。鎮の最多は16鎮、最少8鎮であり、平均は10.6鎮になる。次に全32鎮と多鎮の州であるが、税務は一切置かれず、鎮置務率は0%である。なお他の機関は地理表にみえない。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

6 昌州

(1) 商税統計表

昌州の旧務表・新務表は、次の如くである。

旧務表

旧。在城及大足・昌元・永川・龍水・陔山・米糧・李店・龍
 安・劉安・安仁・靜南・河樓・永康・^①三驅・獠母・賴川・宝
 盖・龍會・永安・趙市・龍門・清灘・^②豐安・^③歸仁・^④磴子・小
 井・灘子・舊州・永昌・^⑤鐵山・龍歸・^⑥來蘇・^⑦侯溪・永祥・牛
 尾・永興・^⑧權樂・^⑨咸昌^⑩三十九^⑪務

①稿，※。補，陝。志，陔
 ②補ノ仁。稿・志，安。
 ③稿，※。志，河樓灘
 ④稿，一。補，二。志，三驅磨
 ⑤稿，※。補，僚。志，獠母城
 ⑥稿，※。補，頗。志，賴
 ⑦稿，※。⑧稿，※。⑨稿，※
 ⑩稿・補，成。志，咸。
 ⑪原文，八。本文参照

歳 51,057・

新務表

熙寧十年

在	城	S6	11,456・285
昌	元	県 R1	134・400 ⑫補，二十八
永	川	県 R2	^⑬ 154・834
	計	3務	11,745・519

以上の旧務表・新務表の税額を税額表にまとめる。次に⑪の原文の八は九の誤りである。ほとんどの地名は地理表で確認される鎮名で、税務数は39が正しい。また旧務表の大足は郭下県もしくは鎮（地理表参照）であろう。大足が昌元・永川両県の前に置かれているので、以下では大足を郭下県として扱う。したがって旧務は38務として論を進める。

S 6 昌州 税額表

税務数	合計	平均	%	最多	最少	対 比	
州	1	11,456	同左	98	11,456	同左	①州：県：鎮：場=39.7：1：-：- ②州県：鎮場=-：- ③州：県鎮場=-：- ④州：県=39.7：1 ⑤県：鎮場=-：- ⑥鎮：場=-：- ⑦旧務：新務=39：3 ⑧旧税：新税=1：0.2 ⑨旧税平均：新税平均=1：2.9 ⑩増額率=-76%
県	2	288	144	2	154	134	
鎮	0						
場	0						
計	3	11,744	3,914		計差	貫	
州 県							
鎮 場							
県鎮場							
						旧税 51,039 旧務数 39 旧税平均 1,308	

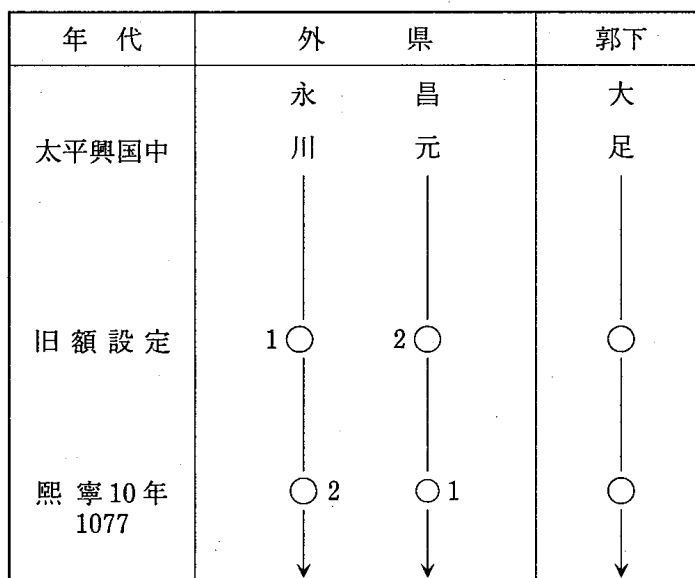
S 6 昌州 税務表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廃 務 率	新 設 率	税 務 変 動 率	名 目 増 減 率	郷 鎮		
	郷	鎮	郷	鎮					郷 鎮 比 率	鎮 置 務 率	
旧	100		92		92	0	92	-92	州	253	0
新	100		0						県最高	280	
					県最低	220					
県鎮・税務	外 県 数	置 務 県 数	鎮 場 数	州 県 務 数	廃 務 数	新 設 数	実 質 増 減	移 管 務 数	郷 数	鎮 数	置 務 鎮 数
旧	2	2	35	3	35	0	-35	0	15	38	0
新	2	2	0	3	郭 下 県 務				計	53	
									郷	鎮	最少
									5	11	
	旧 務 合 計		38		旧	新			5	14	最多
	新 務 合 計		3		1	0			5.0	12.6	平均
備 考	機 関	ナシ									
	年 代	?									
		置 務 数	-								
		置 務 率	-								

S 6 昌州 格上 地理表 (主戸5,822 客戸28,641 計34,463 貢 絹, 麩金)

格	県	距離	郷	鎮	%	その他	備考	水系	計3
上	大足	郭下	5	13	260	0	大足・龍水・陔山・安仁・永康・河樓灘・劉安・三驅磨・獠母城・静南・李店・龍安・米糧鎮	大足川	1
上	昌元	西 100	5	14	280	0	頼河・灘子・礎子・清灘・安仁・羅市・小井・安民・龍會・鴨子池・延灘水・礎灘・宝蓋・歸仁鎮	頼波溪	1
上	永川	南 150	5	11	220	0	牛尾・永興・來蘇・侯溪・龍歸・羅市・歡樂・鐵山・咸昌・永祥・永昌鎮	侯溪	1
計	3		15	38	253	0	土産 斑布, 筒布, 金, 絹		4種

S 6 昌州 県変遷図



(2) 税 務

昌州の太平興國中の管県は、寰宇記88に、「元領県四。今三。大足・昌元・永川」とみえ、郭下の大足県及び外県2である。九域志7・置廢は、県鎮の変化を記していない⁽¹⁾。以上の記述を県変遷図に示す。

図によれば、旧外県は永川・昌元の両県であり、新外県も同じである。旧務表・新務表に両県がみえるので、新旧の県置務率は100%である。旧38務は、州県務

3・鎮場35であり、旧鎮場率（ $35 \div 38$ ）は、92%になる。新3務は州縣務のみであるので、新鎮場率は0%になる。

次に旧38務のうち、新務表にみえるのは、在城・昌元・永川の3務のみである。図によれば、他州軍への割出は行われていないので、残りの35務は廢された。廢務率（ $35 \div 38$ ）は、92%になる。新3務はすべて旧務表にみえるので、新設率0%である。なお移管務はない。

廢務35・新設0・移管0であり、實質増減は35務減になる。また稅務變動率（ $(35 + 0) \div 38$ ）は92%で、名目増減率（ $(3 - 38) \div 38$ ）は92%減になる。

次に地理表の昌州の郷15、鎮38であり、州の郷鎮比率（ $38 \div 15$ ）は、253%になる。また各県の郷鎮比率をみると、最高280%、最低220%と甚だ高率である。次に3県中の郷最多・最少は5郷であり、平均も5.0郷になる。鎮の最多は14鎮、最少でも11鎮と、鎮が多く、その平均は12.6鎮になる。全38鎮と昌州の鎮は多かつたが、新務表には一鎮もみえず、鎮置務率は0%である。なお地理表に他の機関はみえない。

次に旧額時代の稅務のうち、龍水・陔山・米糧・李店・龍安・劉安・安仁・靜南・河樓・永康・三驅・獠母・賴川・宝盖・龍会・趙市・清灘・磴子・小井・灘子・永昌・鉄山・龍歸・來蘇・侯溪・永祥・牛尾・永興・勸樂・咸昌など30務は、地理表の鎮名と一致し、稅務が置かれ、龍門・豊安・歸仁・旧州など7務が地理表の鎮名にみえないのみである。したがって極端な稅務の削減が行われた。その背景の究明は第2段階の研究で行うことにしたい。

注

- (1) 地理志5・昌州・昌元県に「咸平四年。移治羅市」とみえる。また紀勝161・昌元県に、「圖經云。周顯徳元年。爲寇焚蕩。移羅市鎮。国朝天禧中。遷今治」とみえる。前書は羅市への移転を咸平4年とし、後書は羅市鎮への県治移転を五代の後周顯徳元年とする。なお方域7-5は、地理志に同じである。

7 戎州

(1) 商税統計表

戎州の旧務表・新務表は、次の如くである。

旧務表

旧。在城及南溪・宜賓県三務

歳 103,245・

新務表

熙寧十年

在 城	S7	13,410・120	①補, 五
宜 賓 場(鎮)	S1	400・ ^①	
南 溪(県)	R1	400貫文	②本文参照
計	3務	14,210・120	

以上の旧務表・新務表の税額を税額表にまとめる。なお宜賓県は図によれば熙寧4年に鎮に降格されている。新務表の南溪は、南溪鎮が地理表にみえないので、県務であろう。②の貫文とする例は僅少である。統計資料の記載形式不統一の1例である。

S 7 戎州 税額表

税務数	合計	平均	%	最多	最少	対 比	
州	1	13,410	同左	94	13,410	同左	①州：県：鎮：場=33.5：1：1：－ ②州県：鎮場=34.5：1 ③州：県鎮場=17.2：1 ④州：県=33.5：1 ⑤県：鎮場=1：1 ⑥鎮：場=－：－ ⑦旧務：新務=3：3 ⑧旧税：新税=1：0.1 ⑨旧税平均：新税平均=1：0.1 ⑩増額率=－86%
県	1	400	同左	3	400	同左	
鎮	1	400	同左	3	400	同左	
場	0						
計	3	14,210	4,736		計差	0貫	
州 県	2	13,810	6,905	97	州	0.1	
鎮 場	1	400	同左	3	県	0	
県鎮場	2	800	400	6	鎮	0	
						旧税 103,245 旧務数 3 旧税平均 34,415	

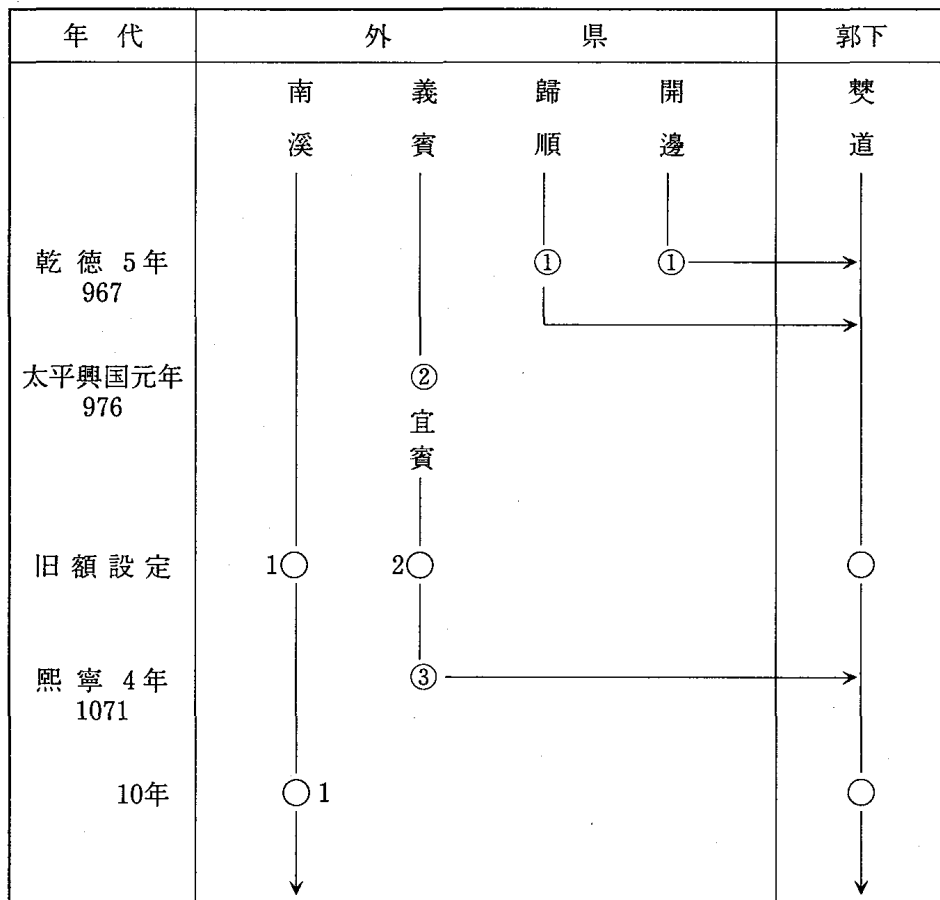
S 7 戎州 稅務表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	稅 務 變 動 率	名 目 增 減 率	鄉 鎮		
	州	11	鄉 鎮 比 率						鎮 置 務 率		
旧			100	0	33	0	0	0		0	州
新	100	0	縣最高	25							
			縣最低	0							
県 鎮 ・ 稅 務	外 県 數	置 務 県 數	鎮 場 數	州 県 稅 務 數	廢 務 數	新 設 數	實 質 增 減	移 管 稅 務 數	鄉 數	鎮 數	置 務 鎮 數
旧	2	2	0	3	0	0	0	0	計		20
新	1	1	1	2	郭 下 県 務			鄉	鎮	最少	
								8	0		
旧 務 合 計			3		旧	新	10	2	最多		
新 務 合 計			3		0	0	9.0	1.0	平均		
備 考	機 関	塩井 1							置務数	0	
	年 代	?							置務率	0	

S 7 戎州 格上 地理表（主戸12,833 客戸4,186 計17,019 貢 葛）

格	県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計 4
中	樊道	郭下	8	2	25	0	宜賓・番坦鎮	蜀江, 滇池	2
中	南溪	東南 52	10	0	0	塩井1	登井	青衣江, 馬湖江	2
計	2		18	2	11	1	土産 荔枝煎, 半夏, 升麻, 狨皮暖座		4種

S 7 戎州 県変遷図



(2) 税 務

戎州の太平興国中の管県は、寰宇記79に、「元領県五。今三。樊道・宜賓・南溪⁽⁴⁾とみえ、郭下の樊道県及び外県2である。九域志7・置廢に、次の3条がみえる。

- ①乾徳五年。省開邊・歸順二県入樊道。
- ②太平興国元年。改義賓県爲宜賓。
- ③熙寧四年。省宜賓県入樊道。

①は開邊・歸順両県を樊道県に併入したことを伝え、②は義賓 → 宜賓の県改名を記す。③は宜賓県を樊道県に併入したことを伝える。以上の記述を県変遷図に示す。

なお開邊・帰順は、新務表・地理志の夔道県にはみえず、元豊中までに都市ではなくなった。これに対して宜賓は地理表の夔道県に鎮として記され、また新務表にもみえる。したがって都市として存続した。

次に図によれば旧外県は南溪・宜賓両県であり、新外県は南溪のみである。旧務表に旧外県2がみえ、旧置務率（ $2 \div 2$ ）は100%である。新務表に南溪がみえるので、新置務率も100%である。旧3務は、州県務のみで、鎮場がないので、旧鎮場率は0%である。新3務は、州県務2・鎮場1であり、新鎮場率（ $1 \div 3$ ）は、33%になる。

次に旧3務は新務表にみえる。ただし宜賓県は鎮になっている。新3務も旧務表にみえ、割出及び割入は図にみえないので、廢務・新設・移管・實質増減などは0であり、諸比率も0%になる。

次に地理表の戎州の郷18、鎮2であり、州の郷鎮比率（ $2 \div 18$ ）は、11%になる。各県の郷鎮比率をみると、最高25%、最低0%である。次に2県中の郷最多は10郷、最少8郷であり、平均は9.0になる。鎮の最多は2鎮、無鎮の県1で、平均は1.0鎮になる。全2鎮であり、そのうち宜賓鎮が新務表にみえ、鎮置務率（ $1 \div 2$ ）は、50%になる。なお塩井1が地理表にみえるが、新務表には徴されない。以上の諸数値を稅務表に整理して示めす。

注

- (1) 地理志5・敘州（旧戎州）に、「県四」として宜賓・南溪・宣化・慶符をあげる。また宣化県の注に「唐義賓県。太平興国元年改。熙寧四年。改爲鎮。隸夔道。宣和元年。復以鎮爲県。改今名」とみえ、宣和に至り宜賓鎮が昇格改名して宣化県になった。同じく地理志にあげる宜賓県は、注に「政和四年。改夔道爲宜賓」とみえるので、旧夔道県である。

8 瀘州

(1) 商税統計表

瀘州の旧務表・新務表は、次の如くである。

旧務表

旧。在城・綿水・江安・江口・

安夷・七里六務

歳

113,293・

新務表

熙寧十年

在 城

S8

20,501・840

合 江 県

R1

50・

綿 水 場(鎮)

S1

1,080貫文

①貫文とする例は僅少

計

3務

21,631・840

以上の旧務表・新務表の税額を税額表にまとめる。

S 8 瀘州 税額表

税務数	合計	平均	%	最多	最少	対 比
州 1	20,501	同左	95	20,501	同左	①州：県：鎮：場=18.9：0.04：1：－ ②州県：鎮場=19.0：1 ③州：県鎮場=18.1：1 ④州：県=410.0：1 ⑤県：鎮場=0.04：1 ⑥鎮：場=－：－ ⑦旧務：新務=6：3 ⑧旧税：新税=1：0.1 ⑨旧税平均：新税平均=1：0.3 ⑩増額率=－80%
県 1	50	同左	0	50	同左	
鎮 1	1,080	同左	5	1,080	同左	
場 0						
計 3	21,631	7,210		計差	0貫	
州 県 2	20,551	10,275	95	州	0.8	
鎮 場 1	1,080	1,080	5	県	0	
県鎮場 2	1,130	565	5	鎮	0	旧税 113,293 旧務数 6 旧税平均 18,882

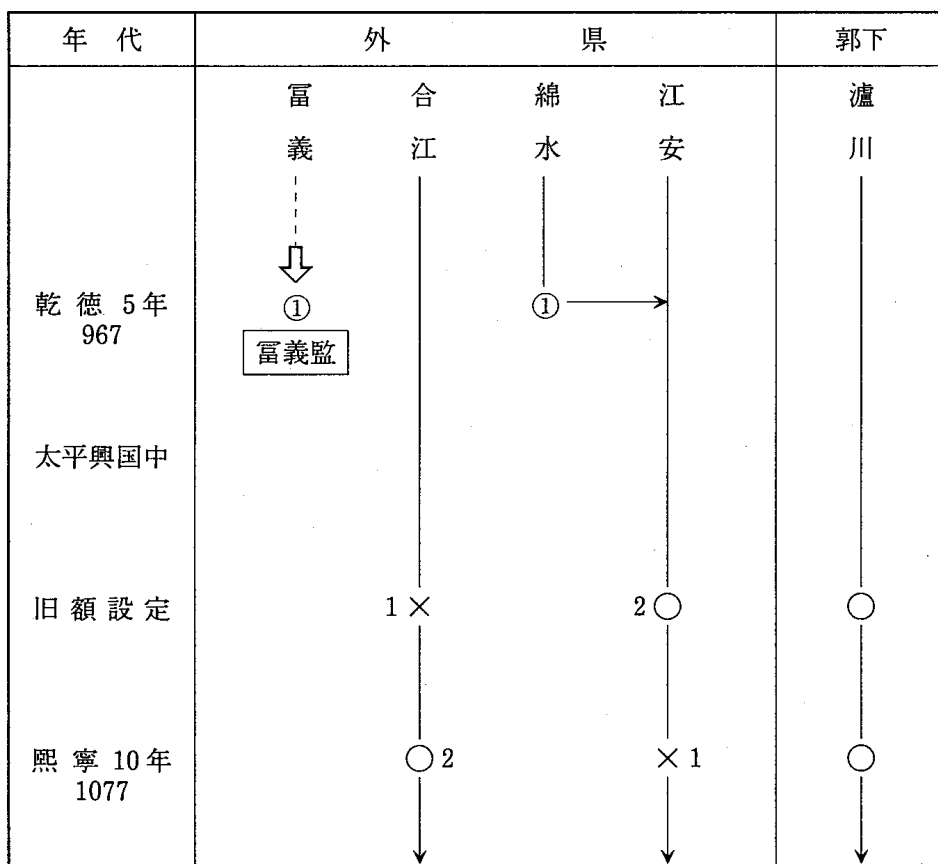
S 8 瀘州 税務表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廃 務 率	新 設 率	税 務 交 動 率	名 目 増 減 率	郷 鎮		
	旧	新	66	33					66	16	83
旧					50	66					
新	50	33							県最高	400	
									県最低	0	
県鎮・ 税務	外 県 数	置 務 県 数	鎮 場 数	州 県 務 数	廃 務 数	新 設 数	実 質 増 減	移 管 務 数	郷 数	鎮 数	置 務 鎮 数
旧	2	1	4	2	4	1	-3	0	3	5	1
新	2	1	1	2	郭 下 県 務				計	8	
旧務合計			6		旧	新			郷	鎮	最少
新務合計			3		1	0			1	0	最多
									1	4	平均
備 考	機 関	監 2, 城 1, 寨 12, 堡 2, 計 17							置務数	0	
	年 代	?							置務率	0	

S 8 瀘州 格上 地理表（主戸2,647 客戸32,417 計35,064 貢 葛）

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計 4
中 瀘川	郭下	1	4	400	0	安夷・峽山・赤岸・赤水鎮	汶江, 瀘江	2
中 江安	西南 115	1	1	100	0	綿水鎮 寨5 納溪・寧遠・安夷・西寧遠・ 南田寨	綿溪	1
中 合江	東 123	1	0	0	寨6	遙坝・青山・安溪・小溪・ 帶頭・使君寨	安樂溪	1
計 3		3	5	166	11	土産 大黃, 杏仁, 斑布, 花竹簞, 茶		5種
監 涪井 南井	西南 263 西 70	0	0	0	0			0
城 樂共	西南 260	0	0	0	寨1 堡2	江門寨。城は元豊5年建置 鎮溪・梅嶺堡		0

S 8 瀘州 県変遷図



↓ : 割出

(2) 税 務

瀘州の太平興國中の管県は、寰宇記88に、「元領県六。今三。瀘川・江安・合江」とみえ、郭下の瀘川県及び外県2である。九域志7・置廢に、次の1条がみえる。

①乾徳五年。省綿水県爲鎮入江安。以富義県隸富順監。(事實19, 四年)

①は綿水県を鎮に降格して江安県に併入したこと、及び富義県を富順監に割出したことを伝える。なお後文のS14 富順監で述べるように、監建置時の呼称は富義監であり、治平元年に富順監に改名した。図では富義監として示すことにする。以上の記述を県変遷図に示す。

次に図によれば、旧外県は合江・江安両県で、新外県も同じである。旧務表に江安県のみがみえるので、旧置務率(1÷2)は、50%になる。新務表に合江県

S 8 瀘州 寨・堡 置 廢 表

寨等番号		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	
寨等名称		羊	羊	納	大	安	武	白	平	安	大	江	南	樂	消	南	
出典番号	年代	祇	羝	溪	硯	夷	寧	芳	夷	遠	硯	門	田	城	共	井	井
①	皇祐2年	置	?														
②	3年			置		?											
③	至和2年				置												
④	4年				廢			?	?	?	?						
⑤	治平4年		廢														
⑥	熙寧5年					改名											
⑦	7年	廢				置											
⑧	元豐2年						廢										
⑨	3年					廢		廢	改築	廢							
⑩	4年										置						
⑪⑬	5年					復置								置			
⑭⑮	8年														置	置	
⑫	9年											置					

(9)の安遠寨を、地理志は改築、方域は廢とす。

がみえ、江安県はみえないので、新置務率（1÷2）も、50%になる。旧6務は、州県務2・鎮場4であり、鎮場率（4÷6）は、66%になる。新3務は、州県務2・鎮場1であり、新鎮場率（1÷3）は、33%になる。

次に旧6務のうち新務表にみえないのは、江安・江口・安夷・七里など4務で

出 典		寨等番号
番号	書 名	
①	方域 18 - 19	(1)
②	地理志 5	(3)
③	方域 18 - 26	(4)
④	方域 18 - 26	(4)
⑤	地理志 5	(2)
⑥	方域 18 - 10	(5)
⑦	方域 18 - 11	(1)
⑧	地理志 5	(7)
⑨	地理志 5	(6)・(8) (9)・(10)
	方域 18 - 9	(9)
⑩	方域 18 - 25	(11)
⑪	地理志 5	(6)
⑫	方域 18 - 26	(12)
⑬	九域志 7	(13)
⑭	九域志 7	(14)
⑮	九域志 7	(15)

ある。図に旧額設定以降の他州軍への割出はみえないので、それら 4 務は廃された。廃務率 $(4 \div 6)$ は、66%になる。新 3 務のうち旧務表にみえないのは、合江県である。他州軍からの割入は図にみえないので、合江務は新設務で、新設率 $(1 \div 6)$ は、16%になる。なお移管務はない。

廃務 4・新設 1・移管 0 であり、実質増減は 3 務減になる。また税務変動率 $((4 + 1) \div 6)$ は 83%で、名目増減率 $((3 - 6) \div 6)$ は 50%減になる。

次に地理表の瀘州の郷 3，鎮 5 であり，州の郷鎮比率 $(5 \div 3)$ は，166%になる。各県の郷鎮比率をみると，最高 400%，最低 0%である。次に 3 県中の郷の最多・最少は 1 郷で，平均は 1.0 郷になる。鎮の最多は 4 鎮で，無鎮の県 1 であり，平均は 1.6 鎮になる。全 5 鎮であり，そのうち綿水鎮のみが新務表にみえ，鎮置務率 $(1 \div 5)$ は，20%になる。なお地理表に州直轄の監 2・城 1，及び県・

監・城に屬する寨12がみえるが、新務表には徴されない。以上の諸數値を稅務表に整理して示す。

次に地理表からも窺われるが、瀘州には寨堡が多く置かれていた。それらのうち、置廢が記されているものを図に示しておく。図中の寨堡等は旧務表・新務表にはみえず、こうした軍事基地には、瀘州では稅務を置かなかつたことがわかる。

9 合州

(1) 商稅統計表

合州の旧務表・新務表は、次の如くである。

旧務表

旧。在城一務

歲

137,206・

新務表

熙寧十年

在

城

S9

37,597・400

計

1務

37,597・400

以上の旧務表・新務表の稅額を稅額表にまとめる。

S 9 合州 稅額表

稅務数	合計	平均	%	最多	最少	対比	
州	1	37,597	同左	100	37,597	同左	①州：県：鎮：場＝－：－：－：－ ②州県：鎮場＝－：－ ③州：県鎮場＝－：－ ④州：県＝－：－ ⑤県：鎮場＝－：－ ⑥鎮：場＝－：－
県	0						
鎮	0						
場	0						
計	1	37,597	同左		計差 0貫		
州 県					州 0.4	⑦旧務：新務＝1：1	
鎮 場						⑧旧稅：新稅＝1：0.2	
県鎮場						⑨旧稅平均：新稅平均＝1：0.2	
						⑩増額率＝－72%	
						旧稅 137,206 旧務数 1 旧稅平均 137,206	

S 9 合州 稅務表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廃 務 率	新 設 率	稅 務 變 動 率	名 目 增 減 率	鄉 鎮			
									鄉 鎮 比 率	鎮 置 務 率		
旧	0		0		0	0	0	0	州	155	0	
新	0		0						県最高	225		
					県最低	85						
県 鎮 ・ 稅 務	外 県 数	置 務 県 数	鎮 場 数	州 県 稅 務 数	廃 務 数	新 設 数	實 質 增 減	移 管 稅 務 数	鄉	鎮	置 務 鎮 数	
	旧	4	0	0					1	0	0	0
新	4	0	0	1	郭 下 県 務			計	74			
旧 務 合 計			1		旧	新			鄉	鎮	最少	
新 務 合 計			1		0	0			4	6		
									7	12	最多	
									5.8	9.0	平均	
備 考	機 関	ナシ							置 務 数	—		
	年 代	?							置 務 率	—		

S 9 合州 格上 地理表 (主戸18,013 客戸18,621 計36,634 貢 白藥子, 牡丹皮)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計 5
中 石照	郭下	4	9	225	0	雲門・龍會・安埧・來灘・來蘇・扶山・銅期・董市・茆城鎮		0
中 漢初	北 140	5	7	140	0	羊口・沙溪・新明・龍泉・鶴鳴・太平・新興鎮	嘉陵江	1
中 巴川	西南 110	7	11	157	0	曲水・雍溪・小羅市・柳溪・銅鼓・高莊・大井・樓灘・小井・樂活・安樂鎮	小安溪, 巴川	2
中下 赤水	西北 130	7	6	85	0	独柏・長利・小張市・白崖・明山・龍門鎮	赤水	1
中下 銅梁	西 130	6	12	200	0	大安・武金・彭市・咸通・石盆・李店・東流・營市・大羅謝市・安居・羊溪鎮	悦池	1
計 5		29	45	155	0	土産 麩金, 桃竹筋, 牡丹皮, 藥子, 石藤, 雙陸子, 書筒		7種

S 9 合州 縣變遷圖

年 代	外 縣				郭下
	赤 水	銅 梁	漢 初	巴 川	
太平興國中	↓	↓	↓	↓	↓
旧 額 設 定	1×	2×	3×	4×	○
熙 寧 4 年 1071	② →				
7 年	← ③				
10 年	×4	×3	×2	×1	○
	↓	↓	↓	↓	↓

①は省略

(2) 税 務

合州の太平興國中の管縣は、寰宇記136に、「元領縣六。今五。石[○]照・漢初・赤水・銅梁・巴川」とみえ、郭下の石照縣及び外縣4である。なお石照を原文は石[○]鏡とするが誤りである。九域志7・置廢に、次の3条がみえる。

①乾德三年。改石鏡縣爲石照。

②熙寧四年。省赤水縣入銅梁。

③七年。復置。

①は石鏡→石照の縣の改名を伝える。②は赤水縣の銅梁縣への併入を伝え、③は同縣の再設を記す⁽¹⁾。以上の記述を縣變遷圖に示す。

圖によれば、旧外縣と新外縣は同じで、赤水・銅梁・漢初・巴川など4縣である。旧務表・新務表にはそれらの外縣はみえず、新旧の縣置務率は0%である。

旧1務・新1務は、在城務のみで、変化がない。したがって、新旧の鎮場・廢務・新設・移管・実質増減などはすべて0であり、諸比率も0%になる。

次に地理表の合州の郷29、鎮45であり、州の郷鎮比率（45 ÷ 29）は、155%になる。各県の郷鎮比率をみると、最高225%、最低85%である。次に5県中の郷最多は7郷、最少4郷であり、平均は5.8郷になる。鎮の最多12、最少は6鎮であり、平均は9.0鎮になる。全45鎮で、合州は多鎮の州であるが、新務表にはみえない。なお他機関は地理表にみえない。以上の諸数字を税務表に整理して示す。

注

- (1) 紀勝159・合州・赤水県に、「国朝会要云。熙寧[○]七年。廢爲鎮隸銅梁。七年復置」とあるが、○印の七は「四」の誤りであろう。なお地理志5・方域7-6も「四」とする。

10 榮州

(1) 商税統計表

榮州の旧務表・新務表は、次の如くである。

旧務表			
旧。在城一務			
歳			47,347・
新務表			
熙寧十年			
在	城	S10	7,417・295
威	遠	R1	302・557
資	官	R2	427・874
應	靈	R3	623・674
	計	4務	8,771・400

①補, 三

以上の旧務表・新務表の税額を税額表にまとめる。

S 10栄州 税額表

税務数	合計	平均	%	最多	最少	対比	
州	1	7,417	同左	85	7,417	同左	①州：県：鎮：場=5.4：1：-：- ②州県：鎮場=-：- ③州：県鎮場=-：- ④州：県=5.4：1 ⑤県：鎮場=-：- ⑥鎮：場=-：- ⑦旧務：新務=1：4 ⑧旧税：新税=1：0.1 ⑨旧税平均：新税平均=1：0.04 ⑩増額率=-81%
県	3	1,352	450	15	623	302	
鎮	0						
場	0						
計	4	8,769	2,192		計差	2貫	
州 県					州	0.2	
鎮 場					県	2.1	
県鎮場							
						旧税 47,347 旧務数 1 旧税平均 47,347	

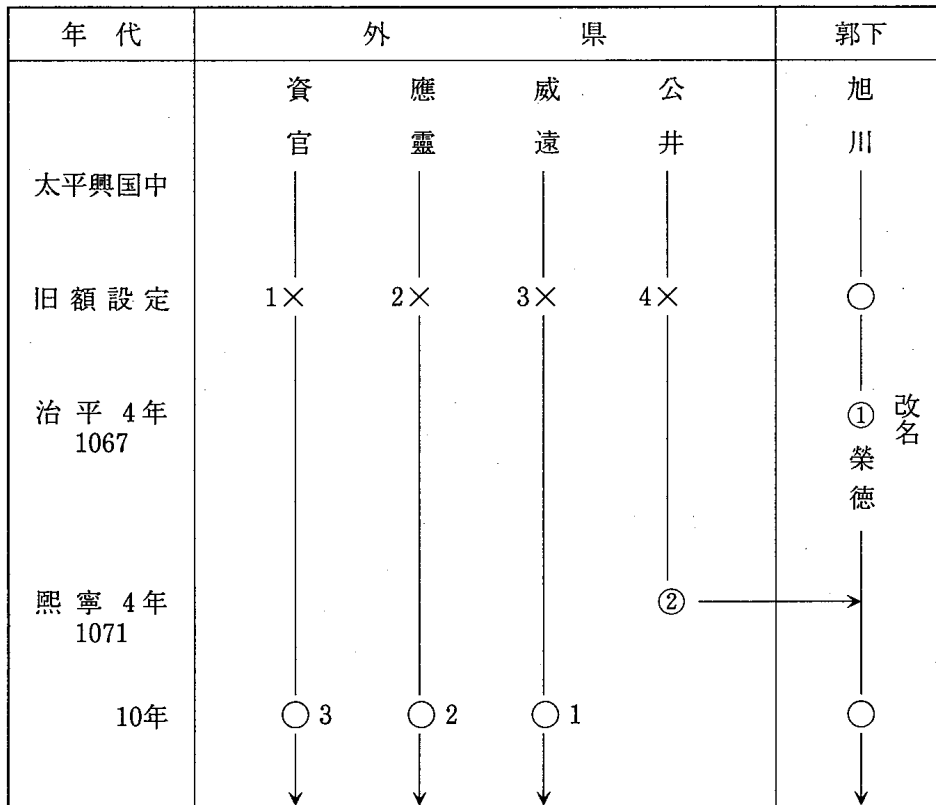
S 10栄州 税務表

比 率	県置 務率		鎮 場 率		廃 務 率	新 設 率	税 務 変 動 率	名 目 増 減 率	郷 鎮			
	外 県 数	置 務 県 数	鎮 場 数	州 県 務 数					郷 鎮 比 率	鎮 置 務 率	郷 鎮 置 務 率	
旧	0		0		0	300	300	300	州	107	0	
新	100		0						県最高	300		県最低
県鎮・ 税務									郷	鎮		置 務 鎮 数
旧	4	0	0	1	0	3	3	0	13	14	0	
新	3	3	0	4	郭 下 県 務			計	27			
旧務合計			1		旧		新		郷	鎮	最少	
新務合計			4		0		0		2	1	最多	
									5	6	平均	
									3.2	3.5		
備 考	機 関	ナシ							置務数	-		
	年 代	?							置務率	-		

S10栄州 格下 地理表 (主戸4,911 客戸11,754 計16,665 貢 斑布)

格	県	距離	郷	鎮	%	その他	備考	水系	計4
中下	榮徳	郭下	5	4	80	0	來蘇・頼遠・公井・水棚鎮	大牢溪	1
中	威遠	東 70	2	6	300	0	婆日・龍臺・頼魯・石牛・三望・頼種鎮	中江	1
中下	資官	西南 75	4	3	75	0	石梯・頼牟・永吉鎮	瀧斯川	1
中下	應靈	西 150	2	1	50	0	三江鎮	應靈水	1
計	4		13	14	107	0	土産 麩金, 羌活, 黄蓮, 斑布, 塩		5種

S10栄州 県変遷図



(2) 税 務

栄州の太平興國中の管県は、寰宇記85に、「元領県六。今五。旭川・威遠・應靈・資官・公井」とみえ、郭下の旭川県及び外県4である。九域志7・置廢に、

次の2条がみえる。

①治平四年。改旭川縣爲榮德。

②熙寧四年。省公井縣爲鎮入榮德。

①は郭下縣の旭川→榮德の改名，②は公井縣の鎮への格下げと榮德への併入を記す。以上のことを縣變遷圖に示す。

圖によれば，旧外縣は資官・応靈・威遠・公井の4縣で，新外縣はそれらのうち，郭下の榮德縣（旧旭川）に併入された公井縣を除いた3縣である。旧務表には外縣務はみえず，旧置務率は0%である。新務表には3新外縣がすべて見え，新置務率は100%である。次に旧1務及び新4務は，すべて州縣務で，鎮場を含まない。したがって新旧の鎮場率は0%である。

次に旧1務は新務表にみえ，廢務はなく，廢務率0%である。新4務のうち，威遠・資官・応靈の3務は旧務表にみえず，他州軍からの割入も圖にみえないので，新設務である。新設率（ $3 \div 1$ ）は，300%になる。なお移管務はない。

廢務0・新設3・移管0であり，實質増減は3務増になる。また稅務變動率（ $(0 + 3) \div 1$ ）は300%で，名目増減率（ $(4 - 1) \div 1$ ）は300%増になる。

次に地理表の榮州の郷13，鎮14であり，州の郷鎮比率（ $14 \div 13$ ）は，107%になる。また各縣の郷鎮比率をみると，最高300%，最低50%である。次に4縣中の郷最多は5郷，最少2郷であり，平均は3.2郷になる。鎮の最多は6鎮，最少1鎮であり，平均は3.5鎮になる。全14鎮であるが，新務表には1鎮もみえず，鎮置務率は0%である。なお地理表に他の機關はみえない。以上の諸數値を稅務表に整理して示す。

11 渠州

(1) 商税統計表

渠州の旧務表・新務表は、次の如くである。

旧務表			
旧。在城一務			
歳			53,221・
新務表			
熙寧十年			
在	城	S11	15,563・033
	計	1務	15,563・033

以上の旧務表・新務表の税額を税額表にまとめる。

S11渠州 税額表

税務数	合計	平均	%	最多	最少	対比	
州	1	15,563	同左	100	15,563	同左	①州：県：鎮：場＝－：－：－：－ ②州県：鎮場＝－：－ ③州：県鎮場＝－：－ ④州：県＝－：－ ⑤県：鎮場＝－：－ ⑥鎮：場＝－：－ ⑦旧務：新務＝1：1 ⑧旧税：新税＝1：0.2 ⑨旧税平均：新税平均＝1：0.2 ⑩増額率＝－70%
県	0						
鎮	0						
場	0						
計	1	15,563	同左	100	計差	0貫	
州 県						0.0	
鎮 場							
県鎮場							
						旧税 53,221 旧務数 1 旧税平均 53,221	

S11渠州 稅務表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	稅 務 變 動 率	名 目 增 減 率	鄉 鎮		
	旧	0	0	0					0	0	0
州					180	0					
新	0	0	0	0	0		0	県最高	500		
								県最低	120		
県 鎮 ・ 稅 務	外 県 数	置 務 県 数	鎮 場 数	州 県 務 数	廢 務 数	新 設 数	實 質 增 減	移 管 務 数	郷 数	鎮 数	置 務 鎮 数
旧	2	0	0	1	0	0	0	0	計		59
新	2	0	0	1	郭 下 県 務			郷	鎮	最少	
旧 務 合 計			1		旧	新	2	10			
新 務 合 計			1		0	0	15	18	最多		
							7.0	12.6	平均		
備 考	機 関 年 代	塩井 1						置務数	0		
		?						置務率	0		

S11渠州 格下 地理表 (主戸10,910 客戸9,894 計20,804 貢 綿紬, 賣子木)

格	県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計 3
緊	流江	郭下	15	18	120	0	馬頭・東觀・水門・永安・大竹・新興・岳安・白土・龍臺・鶯溪・蓮荷・龍合・神市・爛灘・零巴・南陽・南溪・樂川鎮	流江	1
下	鄰水	東南 130	2	10	500	0	鄰水・太平・榮支・長樂・凜圖・廉井・合祿・龍會・樂游・安仁鎮	鄰水	1
下	鄰山	東南 200	4	10	250	塩井1	鄰山・巴王・榮山・龍門・沙溪・金山・石船・羅峯・多來・石洞鎮 臥牛井	濕水	1
計	3		21	38	180	1	土産 黄蓮, 車前子, 恒山, 茱萸, 鐵器		5種

S11渠州 県変遷図

年代	外 県			郭下
	隣 山	隣 水	大 竹	流 江
太平興國中	↓	↓	↓	↓
景祐2年 1035			① →	↓
旧額設定	1×	2×		○
熙寧10年	×2	×1		○
	↓	↓		↓

(2) 税 務

渠州の太平興國中の管県は、寰宇記138に、「元領県五。今四。流江・隣水・隣山・大竹」とみえ、郭下の流江県及び外県3である。九域志7・置廢に、次の1条がみえる。

①景祐二年。省大竹県爲鎮入流江。(地理志5, 三年)

①は大竹県を鎮に降格して流江県に併入したことを伝える。地理表の流江県に大竹鎮がみえ、元豊中まで鎮として存続した。

図によれば、旧外県と新外県は同じで、隣山・隣水の両県である。旧務表・新務表に外県務及び鎮場はみえず、ともに在城務のみで、変化がみられない。置務県・鎮場・廢務・新設・移管及び実質増減はすべて0であり、諸比率は0%である。

次に地理表の渠州の郷21, 鎮38であり、州の郷鎮比率 (38 ÷ 21) は、180%になる。また各県の郷鎮比率をみると、最高500%, 最低120%と高率である。次に3県中の郷最多は15郷, 最少2郷であり、平均は7.0郷になる。鎮最多は18鎮, 最

少2鎮であり、平均は12.6鎮になる。全38鎮と鎮は多いが、新務表には1鎮も徴されず、鎮置務率は0%である。なお地理表に塩井1がみえるが、新務表にはみえない。以上の諸數値を稅務表に整理して示す。

12 懷安軍

(1) 商稅統計表

懷安軍の舊務表・新務表は、次の如くである。

舊務表

舊。在城及金堂・古城三務

歲 181,488

新務表

熙寧十年

在	城	S12	21,148	・	120
金	堂	R1	651	・	575
古	城	S1	2,338	・	263
	計	3務	24,137	・	958

以上の舊務表・新務表の稅額を稅額表にまとめる。

S 12懷安軍 稅額表

稅務數	合計	平均	%	最多	最少	対比	
州	1	21,148	同左	88	21,148	同左	①州：県：鎮：場=9.0：0.2：1：— ②州県：鎮場=9.3：1 ③州：県鎮場=7.0：1 ④州：県=32.4：1 ⑤県：鎮場=0.2：1 ⑥鎮：場=—：— ⑦旧務：新務=3：3 ⑧旧稅：新稅=1：0.1 ⑨旧稅平均：新稅平均=1：0.1 ⑩増額率=—86%
県	1	651	同左	2	651	同左	
鎮	1	2,338	同左	10	2,338	同左	
場	0						
計	3	24,137	8,045		計差	0貫	
州	2	21,799	10,899	90	州	0.1	
鎮	1	2,338	同左	10	県	0.5	
県鎮場	2	2,989	1,494	12	鎮	0.2	
						旧稅 181,488 旧務數 3 旧稅平均 60,496	

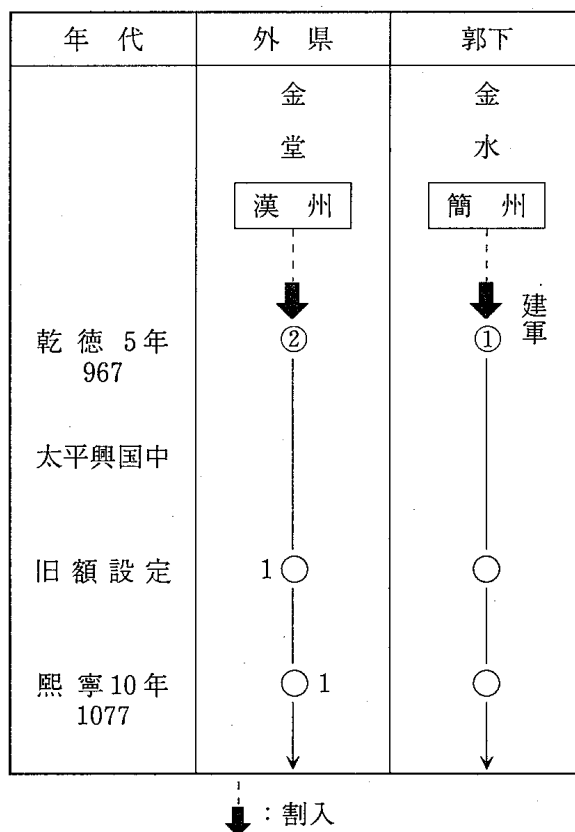
S 12懷安軍 稅務表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廃 務 率	新 設 率	稅 務 變 動 率	名 目 增 減 率	郷 鎮			
									郷 鎮 比 率		鎮 置 務 率	
旧	100		33		0	0	0	0	州	34	10	
新	100		33						県最高	46		
					県最低	25						
	県 鎮 ・ 稅 務	外 県 数	置 務 県 数	鎮 場 数	州 県 務 数	廃 務 数	新 設 数	実 質 增 減	移 管 務 数	郷 数	鎮 数	置 務 鎮 数
旧	1	1	1	2	0	0	0	0	0	29	10	1
新	1	1	1	2	郭 下 県 務				郷	鎮	最少	
	旧 務 合 計			3	旧	新	16	6	最多			
	新 務 合 計			3	0	0	14.5	5.0	平均			
備 考	機 関	ナシ								置 務 数	—	
	年 代	?								置 務 率	—	

S 12懷安軍 格同下州 地理表 (主戸24,141 客戸3,184 計27,325 貢 紬)

格	県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計 2
望	金水	郭下	13	6	46	0	唐化・三州・常樂・白芳・ 三節・柏茂鎮	中江	1
望	金堂	西 50	16	4	25	0	金堂・真多・古城・牟池鎮	中江	1
計	2		29	10	34	0	土産 侯杏, 石榴		2種

S12懷安軍 県変遷図



(2) 税 務

懷安軍の太平興國中の管県は、寰宇記76に、「領県二。金水・金堂」とみえ、郭下の金水県及び外県1である。九域志7・懷安軍の注に、次の1条がみえる。

①乾徳五年。以簡州金水県置軍。

①は簡州の金水県に懷安軍を建置したことを伝える。また同軍の置廢に、次の1条がみえる。

②乾徳五年。以漢州金堂県隸軍。

②は漢州の金堂県を軍に割入したことを伝える。以上の記述を県変遷図に示す。

図によれば、旧外県・新外県は同じで、金堂1県のみである。旧務・新務表に金堂県がみえるので、新旧の県置務率は100%である。次に旧3務は、州県務2・鎮場1であり、旧鎮場率（1÷3）は、33%になる。また新3務もその構成は旧3務と同じであるので、新鎮場率も33%になる。

次に旧3務と新3務は同じで、変化していないので、廃務・新設・移管・実質増減はすべて0であり、諸比率は0%である。

次に地理表の懐安軍の郷29、鎮10であり、その郷鎮比率(10÷29)は、34%になる。また各県の郷鎮比率をみると、最高46%、最低25%である。次に2県中の郷最多は16郷、最少13郷であり、平均は14.5郷になる。鎮最多は6鎮、最少は4鎮であり、平均は5.0鎮になる。全10鎮のうち古城鎮が新務表にみえるので、鎮置務率(1÷10)は、10%になる。なお地理表にその他の機関は徴されない。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

13 広安軍

(1) 商税統計表

広安軍の旧務表・新務表は、次の如くである。

旧務表

旧。在城及岳池・單溪三務
①

①稿、※

歳 42,786・

新務表

熙寧十年

在	城	S13	17,554・539
岳	池	R1	193・850
新	明	R2	509・890
	計	3務	18,258・279

以上の旧務表・新務表の税額を税額表にまとめる。

S 13広安軍 税額表

税務数	合計	平均	%	最多	最少	対比	
州	1	17,554	同左	96	17,554	同左	①州：県：鎮：場＝25.0：1：－：－ ②州県：鎮場＝－：－ ③州：県鎮場＝－：－ ④州：県＝25.0：1 ⑤県：鎮場＝－：－ ⑥鎮：場＝－：－ ⑦旧務：新務＝3：3 ⑧旧税：新税＝1：0.4 ⑨旧税平均：新税平均＝1：0.4 ⑩増額率＝－57%
県	2	702	351	4	509	193	
鎮	0						
場	0						
計	3	18,256	6,085		計差	2貫	
州 県					州	0.5	
鎮 場					県	1.7	
県鎮場							
						旧税 42,786 旧務数 3 旧税平均 14,262	

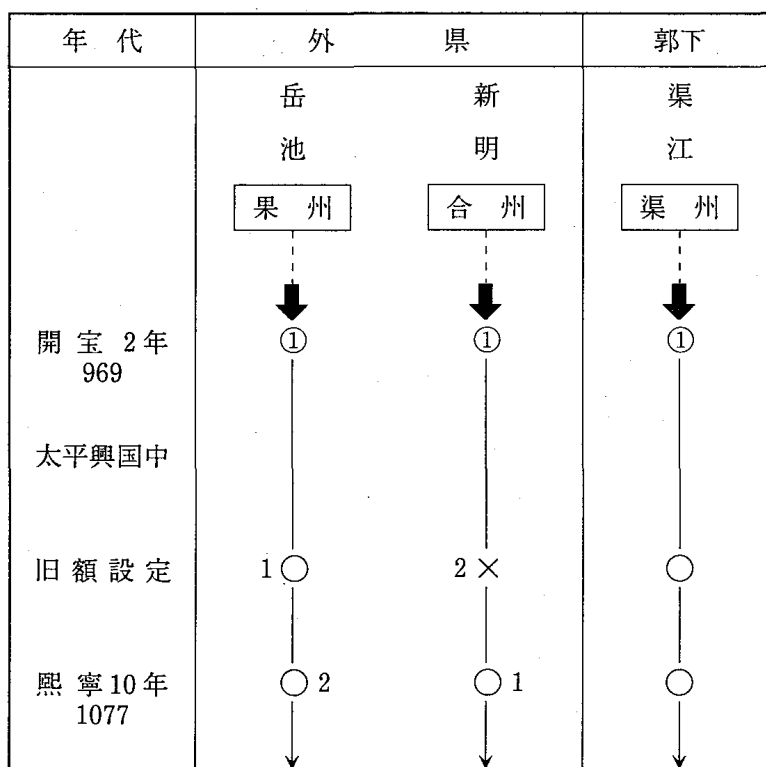
S 13広安軍 税務表

比 率	県置 務率		鎮 場 率		廃 務 率	新 設 率	税 務 変 動 率	名 目 増 減 率	郷 鎮			
	郷	鎮	郷	鎮					郷	鎮	置 務 率	
旧	50		33		33	33	66	0	州	145	0	
新	100		0						県最高	300		
					県最低	63						
郷・鎮・税務	外 県 数	置 務 県 数	鎮 場 数	州 県 務 数	廃 務 数	新 設 数	実 質 増 減	移 管 務 数	郷 数	鎮 数	置 務 鎮 数	
旧	2	1	1	2	1	1	0	0	20	29	0	
新	2	2	0	3	郭 下 県 務				計	49	最少	
									郷	鎮		
									3	7		
旧務合計			3		旧	新			11	13	最多	
新務合計			3		0	0			6.6	9.6	平均	
備 考	機 関	ナシ									置務数	－
	年 代	?									置務率	－

S13広安軍 格同下州 地理表 (主戸10,521 客戸14,751 計25,272 貢 絹)

格	県	距離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計3
中	渠江	郭下	3	9	300	0	三溪・龍城・化城・望溪・ 舊龍池・袁市・沙溪・井溪・ 較車鎮	渠江	1
緊	岳池	西北 120	11	7	63	0	靈溪・故県・永勝・冀都・ 講山・雲山・銀山鎮	岳池水	1
中	新明	西南 60	6	13	216	0	單溪・大通・塩灘・龍台・富流・ 西溪・甘溪・靈池・雲賓・封山・ 萍池・和溪・石鼓鎮	嘉陵江	1
計	3		20	29	145	0	土産 絲, 布, 紬, 綿, 牡丹皮		5種

S13広安軍 県変遷図



(2) 税 務

広安軍の太平興國中の管県は、寰宇記138に、「領県三。渠江・新明・岳池」と見え、郭下の渠江県及び外県2である。九域志7・置廢に、次の1条がみえる。

①開宝二年。以合州新明・渠州渠江・果州岳池三県隸軍。

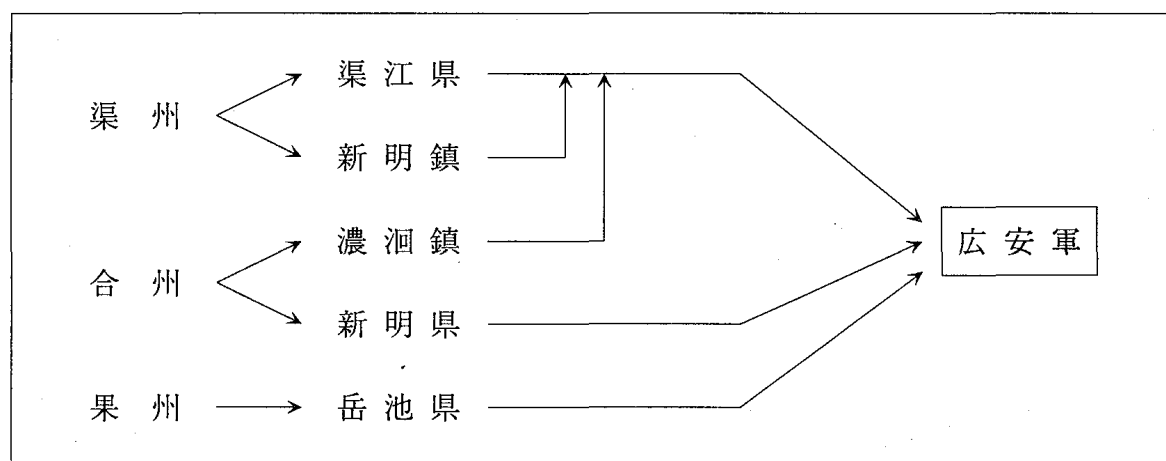
①は広安軍が、合州新明県・渠州渠江県及び果州岳池県の3県を以て建置されたことを記す。また広安軍の注に、次の1条がみえる。

②開宝二年。以合州濃洄・渠州新明二鎮置軍。治渠江県。

②は合州濃洄鎮と渠州新明鎮とに軍を置き、軍庁を渠江県に置いたとする⁽¹⁾。両鎮に軍を置くという表現は説明を要する。両鎮を渠江県に加えて、渠江県治に軍を置いたと考えねばならない。というのは、九域志7・渠州・置廢に「開宝二年。以渠江県隸廣安軍」とみえ、渠江県を広安軍に割出しているからである。②は濃洄・新明両鎮に軍を置き渠江県に治すとするので、両鎮で渠江県を作り、これに軍庁を置いた、という誤解を招く恐れがある。

①②を整理すると、合州から新明県と濃洄鎮を割出し、渠州から渠江県と新明鎮を割出し、果州から岳池県を割出し、そのうち濃洄・新明両鎮は渠江県に併合した。県鎮併入を図示すると、次の如くである。

①②の記述のうち、①を県変遷図に示す。図によると、新旧の外県は同じで、岳池・新明の両県である。旧務表に岳池県がみえ、旧置務率（ $1 \div 2$ ）は、50%になる。新務表には両県がみえ、新置務率は100%である。次に旧3務は、州県務2・鎮場1であり、旧鎮場率（ $1 \div 3$ ）は、33%になる。



県鎮併入図（開宝2年）

次に旧3務のうち新務表にみえないのは、単溪務であり、図に他州軍への割出は徴されないので、同務は廃された。廃務率 $(1 \div 3)$ は、33%になる。新3務のうち旧務表にみえないのは新明県務であり、図に他州軍からの割入は徴されないので、同務は新設務である。新設率 $(1 \div 3)$ は、33%になる。なお移管務はない。

廃務1・新設1・移管0であり、実質増減は0になる。また税務変動率 $((1 + 1) \div 3)$ は66%で、名目増減率 $((3 - 3) \div 3)$ は0%になる。

次に地理表の広安軍の郷20、鎮29であり、その郷鎮比率 $(29 \div 20)$ は、145%になる。また各県の郷鎮比率をみると最高300%、最低63%になる。次に3県中の郷最多は11郷、最少は3郷であり、平均は6.6郷になる。鎮最多は13鎮、最少は7鎮であり、平均は9.6鎮になる。全29鎮であるが、新務表には1鎮もみえないので、鎮置務率は0%である。なお地理表には、他の機関はみえない。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

注

- (1) 本文でもあげたが、九域志7・広安軍の注に、「開宝二年。以合州濃洄・渠州新明二鎮置軍。治渠江県」とみえ、合州濃洄鎮及び渠州新明鎮に軍を置き渠江県に軍庁を置いたことを記す。この記載は地理志5(西寧軍。本広安軍)にもみえる。文脈から濃洄・新明の両鎮を併合して渠江県を置き、その県治に軍庁を置いたとも解される。しかし本文の①では渠江県・新明県・岳池県を以て軍を建置したと記し、また九域志7・渠州・置廢にも、「開宝二年。以渠江県隸廣安軍」とみえ、渠江県を広安軍に割出したことを記す。恐らく、濃洄鎮・新明鎮を渠江県に併合して、即ち渠江県を大きくして郭下県としたと思われる。なお地理志5・西寧軍は、「濃」を「儂」とす。

14 富順監

(1) 商稅統計表

富順監の旧務表・新務表は、次の如くである。

旧務表

旧。在監一務

歳^①

44,349・

①在監の表現は僅少である。
一般的には、在城と記す

新務表

熙寧十年

在 監

S14

9,788・541

②稿・補，不記。本文参照

②

計

1務

9,788・541

以上の旧務表・新務表の稅額を稅額表にまとめる。次に②の在監は原文にない。

これは統計資料の記載形式不統一の1例である。

S 14富順監 稅額表

稅務数	合計	平均	%	最多	最少	対比
州 1	9,788	同左	100			①州：県：鎮：場＝－：－：－：－
県 0						②州県：鎮場＝－：－
鎮 0						③州：県鎮場＝－：－
場 0						④州：県＝－：－
計 1	9,788	同左		計差	0貫	⑤県：鎮場＝－：－
州 県				州	0.5	⑥鎮：場＝－：－
鎮 場						⑦旧務：新務＝1：1
県鎮場						⑧旧稅：新稅＝1：0.2
						⑨旧稅平均：新稅平均＝1：0.2
						⑩増額率＝－77%
						旧稅 44,349 旧務数 1 旧稅平均 44,349

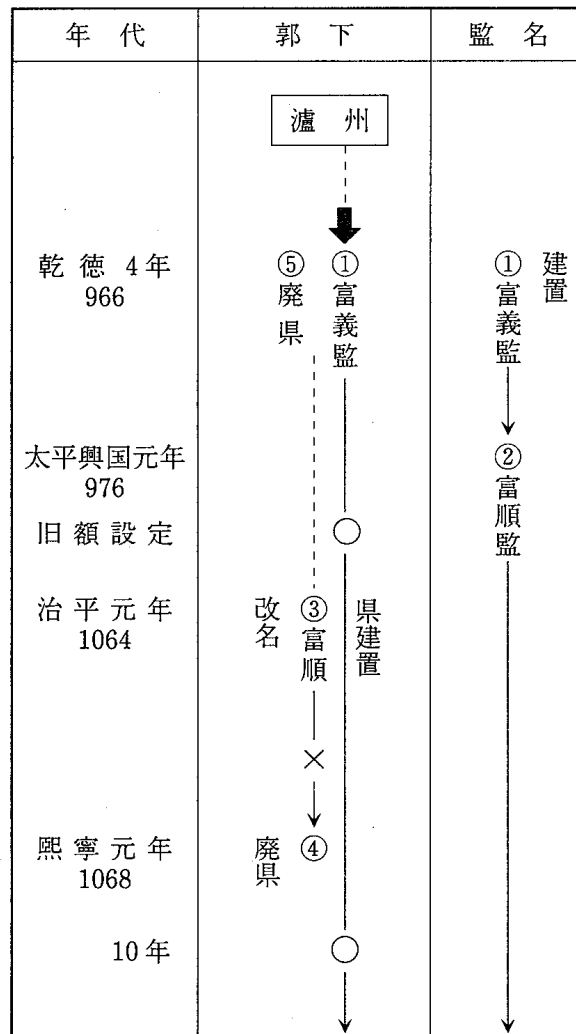
S 14富順監 税務表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廃 務 率	新 設 率	税 務 変 動 率	名 目 増 減 率	郷 鎮		
	旧	—	0	0					州	—	鎮 置 務 率
新					—	0	0	0			
県 鎮・ 税 務	外 県 数	置 務 県 数	鎮 場 数	州 県 務 数	廃 務 数	新 設 数	実 質 増 減	移 管 務 数	郷	鎮	置 務 鎮 数
									0	13	0
旧	0	0	0	1	0	0	0	0	計	13	0
新	0	0	0	1	郭 下 県 務			郷	鎮	最 少	
								0	13	最 多	
旧 務 合 計			1		旧		新		0	13	平均
新 務 合 計			1		0		0		—	13.0	
備 考	機 関 年 代	塩井 1							置 務 数	0	
		?							置 務 率	0	

S 14富順監 格同下州 地理表 (主戸2,991 客戸8,193 計11,184 貢 葛)

格	距 離	郷	その他	備 考		水 系	計 0
鎮 戦井	東 40	0	0				0
鎮 夢井	東 63	0	0				0
鎮 方灘	東 60	0	0				0
鎮 羅井	東 80	0	0				0
鎮 新柵	東 100	0	0				0
鎮 真溪	西 50	0	0				0
鎮 臨江	西 50	0	0				0
鎮 鄧井	西 50	0	0				0
鎮 鼓井	西 60	0	0				0
鎮 頼井	西 80	0	0				0
鎮 茆頭	西 90	0	0				0
鎮 頼易	西 100	0	0				0
鎮 高市	北 70	0	0				0
計 13		0	0	土産	不記		
塩 井	西 [?]0	0	0				0

S14富順監 県変遷図



(2) 税務

富順監の建置・改名について、九域志7・富順監の注に、次の2条がみえる。

①乾徳四年。以瀘州富義県置富義監。

②太平興国元年。改富順。

①は瀘州富義県を割出して富義監を建置したことを伝える。②は富義→富順の改名を記す。九域志7・置廢に次の2条がみえる。

③治平元年。置富順県。

④熙寧元年。廢。

③は富順県の建置を、④はその廢止を記す。なお寰宇記88・富順監に、次の1条

がみえる。

⑤乾徳四年。割爲富順監。其県（富義）廢。

⑤は富義県が廢され、富順監が建置されたことを記す。以上の記述を県変遷図に示す。

図によれば、富順監には旧額設定時では、郭下県の富順県のみがあり、外県はない。また熙寧10年においては、郭下県も廢された。したがって新旧の県置務率がない。また旧務表・新務表には在監務のみがみえるので、新旧の鎮場・廢務・新設・移管・実質増減などは、すべて0であり、諸比率も0%である。

次に地理表によれば、監は13鎮を直轄し、郷を置かなかつた。また税務を鎮に置いていない。郷鎮比率はないが、鎮置務率は0%である。また塩井1が地理表にみえるが、新務にはみえない。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

商稅統計資料一覽表

①②…は各州軍の旧務表・新務表の欄外注の番号と一致する。

梓州路	S	（鐵錢区）	歲	92,677・
			熙寧十年	①
梓州	S1		在城	S4 21,389・764
旧在城及飛鳥二務			普州	S5
歲		274,046・	旧在城一務	
熙寧十年			歲	68,327・
在城	S1	55,078・049	熙寧十年	①
銅山場	R1	133・029	在城	S5 17,864・114
中江場	R2	1,566・759	安居場	R1 125・726
東關場	R3	192・293	樂至場	R2 367・051
射洪場	R4	271・423		
飛鳥場	R5	5,078・363	昌州	S6
鹽亭場	R6	274・233	旧在城及大足・昌元・永川・龍水・陔山・米糧・	
永泰場	R7	230・812	李店・龍安・劉安・安仁・靜南・河樓・永康・	
②涪城場	R8	951・728	三驅・獠母・賴川・宝盖・龍會・永安・趙市・	
通泉場	R9	501・011	④龍門・清灘・⑤豐安・歸仁・磴子・小井・灘子・	
遂州	S2		舊州・永昌・鐵山・龍歸・來蘇・侯溪・永祥・	
旧在城及白水二務			牛尾・永興・⑦權樂・咸昌・⑧三十九務	
歲		280,676・	歲	51,057・
熙寧十年			熙寧十年	
在城	S2	48,438・224	在城	S6 11,456・285
泉水場	T1	1,709・152	昌元県	R1 134・400
果州	S3		永川県	R2 154・834
旧在城一務			戎州	S7
歲		148,188・	旧在城及南溪・宜賓県三務	
熙寧十年			歲	103,245・
在城	S3	32,478・789	熙寧十年	
資州	S4		在城	S7 13,410・120
旧在城一務			宜賓場	S1 400・
			南溪	R1 400貫文
				②

瀘州	S8		歲		53,221 ·
旧在城及綿水 · 江安 · 江口 · 安夷 · 七里六務			熙寧十年		
歲		113,293 ·	在城	S11	15,563 · 033
熙寧十年			懷安軍	S12	
在城	S8	20,501 · 840	旧在城及金堂 · 古城三務		
合江県	R1	50 ·	歲		181,488 ·
綿水場	S1	1,080貫文 ^①	熙寧十年		
合州	S9		在城	S12	21,148 · 120
旧在城一務			金堂県	R1	651 · 575
歲		137,206 ·	古城鎮	S1	2,338 · 263
熙寧十年			広安軍	S13	
在城	S9	37,597 · 400	旧在城及岳池 · 單溪三務 ^①		
榮州	S10		歲		42,786 ·
旧在城一務			熙寧十年		
歲		47,347 ·	在城	S13	17,554 · 539
熙寧十年			岳池県	R1	193 · 850
在城	S10	7,417 · 295	新明県	R2	509 · 890
威遠県	R1	302 · 557	富順監	S14	
資官県	R2	427 · 874 ^①	旧在監一務 ^①		
應靈県	R3	623 · 674	歲		44,349 ·
渠州	S11		熙寧十年		
旧在城一務			在監 ^②	S14	9,788 · 541